

光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業

北中振 13 号線改良ほか工事

特記仕様書

令和 8 年 5 月

光善寺駅西地区市街地再開発組合

1. 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、光善寺駅西地区市街地再開発組合が発注する「光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業 北中振 13 号線改良ほか工事」（以下「本工事」という。）に適用する。
- (2) 本工事の施工にあたっては、本特記仕様書、図面表記の他、枚方市の『請負工事監督規程』及び『請負工事監督基準』を標準とし、大阪府都市整備部の『土木請負工事必携』、『土木工事共通仕様書（案）』、『土木工事共通仕様書附則（案）』、『土木工事施工管理基準』および国土交通省の『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）』の各最新版等に準じて補足するものとする。
- (3) (2)の各資料に記載のない事項等については、発注者と協議し定めるものとする。
○工期：契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※関係機関協議等により、工期変更の可能性が発生した際には、早急に発注者と協議すること。
○施工場所：枚方市北中振三丁目地内

2. 疑義

設計図書（設計書（数量総括表）、設計図、特記仕様書、質疑回答書をいう。）に疑義のある場合、又は、工事に必要な事項で記載のないものについては、発注者と受注者が協議し定める。

3. 適用年月日

- (1) 本工事の土木工事の積算については、令和 7 年度建設工事の積算基準等（国土交通省）を参考に計上している。また、積算経費については、土木工事は「道路改良工事」にて算出している。
- (2) 労務単価については、令和 8 年 3 月適用公共工事設計労務単価を採用している。
- (3) 材料・資材・機械リースの単価は令和 8 年 3 月の物価資料及び令和 7 年度大阪府資材調査単価、他自治体の調査価格等を参考に計上している。「土木工事積算基準書等」については、大阪府都市整備部公表の読替え規定を適用している。

4. 近隣対策

- (1) 発注者及び交通管理者、道路管理者など関係機関と協議の上、現場出入口及び安全を確保するのに必要な箇所に工事看板・交通誘導員等を配置し、安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、工事着手前に本工事に対し、発注者および枚方市と地元への周知方法を調整したうえで、工事に関する内容についての説明を実施すること。また、工事着手以降に、発注者および枚方市が追加で説明が必要と判断した場合は、受注者の責任のもと実施すること。
- (3) 受注者は、工事着手前後において、本工事区間で工事に起因する損害が生じる可能性がある家屋に対して、調査を実施すること。また、工事に起因する損害が生じた場合、遅滞なく組合に報告するとともに受注者の負担で解決すること。なお、調査対象は巻末にて示す建物（別図 1）を想定している。
- (4) 隣接、地元関係者及び関係機関等への工事広報については、周知ビラや月間工程表等を作成し、それを配布する等により行うものとし、工事内容及び工事協力への理解を得るよう努めること。また、意見及び要望等が出された場合には、発注者に報告し、その指示のもと作業に反映させること。なお、意見及び要望対応に要する費用は、発注者との協議により変更対象とする。

- (5) 工事用機械の搬入出及び作業中に際しては、既設構造物及び民有財産等に損傷・破損がないよう十分留意すること。万一損傷・破損が生じた場合は、速やかに発注者に報告しその指示に従うこと。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (6) 本工事区域において、測量杭及び境界杭（境界プレート）等を発見した場合は速やかに発注者に報告すること。測量杭及び境界杭（境界プレート）等の確認については、発注者及び受注者の両者において行うが、工事中の管理及び工事完了後の復元については、受注者の責任において行うこと。境界プレート等の仕様については、発注者に確認すること。また、本工事における基準点、仮BM、出来形を確認出来る測点などは復元しておくこと。
- (7) 工事が起因する苦情等については、速やかに発注者に報告し、適切な対応・措置を講じること。なお、その対応・措置を講じたことについては、協議書として整理し、発注者へ提出・報告すること。
- (8) 本工事における掘削作業に際しては、仮舗装による復旧を行い、即日開放するものとする。

5. 関係機関への手続・協議

- (1) 受注者は、施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。また、届出等を行った書類の写しを発注者に提出すること。
- (2) 建設機械を使用する特定建設作業を行う場合は、作業実施の7日前までに、枚方市担当課窓口へ「特定建設作業実施届出書」を届け出ること。
- (3) 受注者は、工事着手前に、交通管理者および道路管理者等との協議を実施し、道路使用許可申請、道路占用申請、道路施工承諾申請等、関係機関に必要な書類を提出し必要な手続を行うこと。また、それ以降においても、関係機関とは綿密に協議・調整のうえ必要な資料作成及び手続を行い、円滑に工事を進めること。
- (4) 以下の関係機関と必要な協議を行うこと。なお、記載内容以外に工事上協議の必要が生じた場合は、都度協議を行うこと。

主な協議先		想定される主な協議内容
自治体	枚方市各課	道路占用、施工承認、施工ステップ、給水管、雨水排水処理、電線共同溝、管理物件 等
交通管理者	枚方警察署	施工ステップ、道路占用、交通規制、規制標識 等
鉄道事業者	京阪電気鉄道	連立事業との取り合い 等
地下埋設事業者 (既設埋設管)	枚方市上下水道管理課、 大阪ガスネットワーク	既設埋設管（水道、下水道、ガス） 水道移設 等
電気・通信事業者 (電線共同溝)	関西電力送配電、 NTT 西日本 オプテージ	電線共同溝、電柱移設 等
近隣住民	自治会、コミュニティ協 議会 等	工事内容の周知 等
隣接事業者	フジタ（特定業務代行） 大阪府警本部（交番）	工事調整、接道要件、仮囲い引継 等
その他協議先	適宜	適宜

6. 作業時間及び安全対策

- (1) 本工事の作業時間は、昼間施工を9時00分から17時00分、夜間施工を22時00分から5時00分を標準とする。なお、本工事は夜間での施工を想定している。
- (2) 本工事は、現況の交通機能を維持し、安全確保をしながらの施工となるため、作業時間については、綿密に関係者と調整を行い、施工を行うこと。なお、これに要する費用は発注者との協議により変更対象とする。
- (3) 作業の都合上、施工時間の変更又は休日作業等を行う場合は、事前に発注者と協議し、事前に書面で作業内容等を報告するものとする。
- (4) 本工事の交通誘導警備員の配置条件、作業時間区分、配置人員及び交通規制の体制等について、地元協議、関係機関協議、警察の協議条件等を踏まえて決定するものとし、必要な安全対策を講じること。これに伴う交通誘導警備員の数量・作業時間区分については、発注者との協議により変更対象とする。
- (5) 夜間においても、利用者等が安全に道路を利用できるように、仮設電気設備など安全対策を必要に応じて行うこと。
- (6) 工事現場の熱中症対策に係る経費を計上する。算定に使用する真夏日率は0.25を想定している。

7. 建設発生土・産業廃棄物等の処分

- (1) 産業廃棄物等の処分について、工事着手前に収集運搬業者及び処分業者との契約書、承諾書、許可書、及び経路図等の処理計画書を作成して提出すること。また、産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）により適正に処理し、その写しを提出すること。
- (2) 工事で発生する土砂（建設発生土）で、現場内流用土を除く土砂に関しては、環境保全上支障のない場所を選び、当該処分地の残土受入承諾書及び経路図を施工計画書に添付すること。また、処理場への搬入が完了すれば、残土受入証明書を提出すること。
- (3) マニフェストの交付状況、産業廃棄物の搬出数量、運搬日数等を集計表等により整理すること。
- (4) 写真管理について、運搬車のナンバープレートが確認できるようにしたうえで、本工事現場からの搬出状況及び中間処理または最終処分地への搬入状況写真を撮影すること。また、撮影頻度は発注者と協議して定めるものとする。
- (5) 受注者の都合により処分地を変更する場合は、設計変更しないものとする。
- (6) 産業廃棄物及び建設発生土等の搬出先、運搬距離は以下を見込んでいます。

項目	処分地または搬出先	運搬距離（片道）
建設発生土	堀之内建材(枚方市大峰)	約6.5km
廃路盤材	ICセンター-大阪(寝屋川市)	約5.3km
アスファルト塊（掘削）	〃	〃
コンクリート塊（有筋・無筋）	〃	〃
スクラップ	〃	〃
仮設材運搬	—	4.0 km以下

8. 再生資源の利用

再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書を作成すること。
なお、書類は「建設リサイクル報告様式」（国土交通省のリサイクルホームページを参照）を用いて作成するものとし、工事完了時に提出用ファイルを作成し CD-R 等に格納し、発注者に提出すること。

9. 施工関係

9. 1 全体について

- (1) 本工事は、現況の交通機能を維持しながら行うものであり、工程は巻末にて示す工程表（別図 2）に準拠すること。また、本工事のほか、都市計画道路である北中振線の整備、駅前広場および調整池の整備などを予定している。
- (2) 本工事の他に水道・ガス管・電柱移設等の複数の工事を予定しているため、他工事との調整は、綿密に行うこと。
- (3) 8月下旬より枚方市発注による水道工事を予定しているため、8月中旬までに既設雨水管の取壊しおよび仮排水管の設置を完了すること。
- (4) 本工事の設計内容の一部は、現時点で関係者協議を実施している内容もあり、今後設計変更が一部生じる可能性がある。なお、この設計変更については、契約以降のその他設計変更と合わせて発注者と協議により取り扱いを定めるものとし、設計変更に伴う契約金額の変更は枚方市発注工事に準じて行うものとする。
- (5) 本工事の内容変更が生じた際は、協議経過、現場写真、変更図面（案）、変更数量の提示などの書類を作成し、発注者と協議を行うこと。
- (6) 本工事は、光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業として行われるものであり、当事業で開催されている本工事関連会議、設計定例や施工関連会議に必要な応じて出席、説明、資料作成等の対応を行うこと。
- (7) 現況交通機能を確保しながらの施工となるため、通行車両の安全対策（誘導看板、照明施設等）や歩行者の安全対策（段差処理、交通誘導員配置等）の処置を講じること。
- (8) 本工事の工事車両については、本工事の車両であることが明確に分かるよう、表示を行うこと。
- (9) 当該地は、製品及び色彩選定時など本再開発事業や周辺環境と調和を図り、景観に配慮した施工に努めること。
- (10) 本工事で使用する材料は、設計図書に記載している品質と同等品以上とし、工事に先立ち、発注者に各種使用材料の承諾を得ること。
- (11) 本工事により築造された物件は、工事途中及び完了後、枚方市道路河川管理課および下水道管理課等の各管理者に引き継ぐため、受注者は、工期内に引継ぎに伴う各管理者との立会・検査対応及び引継ぎに必要な書類作成を行うこと。
- (12) 本工事は光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業として実施され、補助金等の対象工事となるため、工事関係書類整理及び出来高検査等の支払い根拠資料対応については、枚方市発注工事に準じて対応をすること。
- (13) 万一事故が発生したとき、緊急連絡体制に従い、直ちに発注者及び関係各所に報告するとともに、速やかに必要な措置をとること。
- (14) 施工に先立ち現況の構造及び高さを照査すること。なお、現状との相違が確認された場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (15) 本工事の着手前に、埋設管等の地中埋設物調査を実施すること。当初想定されていない埋設管等の支障物件が新たに発見された場合、直ちに発注者及び当該管理者

へ連絡すること。また、その後の対応について、関係者に周知できるよう資料をまとめておくこと。

- (16) 仮設については、施工前に管理者や関係機関等と協議のうえ、施工するものとする。また、仮囲いの一部については、隣接工事の事業者からの引き渡しの有無などを含めて調整し、設置撤去を計画すること。協議条件等により、変更等が生じた場合、発注者と設計変更の可否についての協議を行うこと。設計変更が妥当と判断された場合は、設計変更の対象とする。
- (17) 本工事は鉄道に近接する工事があるため、鉄道事業者と協議等を適宜行い、安全な施工を行うこと。
- (18) 本工事に伴い、埋設企業等と工事調整が必要となる場合は、相互の作業が円滑に行えるよう、工程等についても調整を行うこと。
- (19) 作業時は、歩行者及び車両等に危害を及ぼさぬように安全措置を講じること。
- (20) 工事期間中は緊急車両等が通行できるよう配慮して施工を進めること。
- (21) 本工事区間に隣接している施設等について、利用者に配慮して施工すること。
- (22) 構造物設置時は既存埋設管との離隔に注意し、30 cm以上は確保すること。離隔が確保できない場合は、発注者、埋設物管理者等と協議を行い、その指示に従うこと。
- (23) 工事の施工中に埋蔵文化財等を発見した場合は直ちに作業を一時中止し、その取扱いについては発注者の指示を受けること。
- (24) 現場において発生した有価物件（電話ボックス等）は、そのままの状態に保ち、発注者の指示により対応すること。
- (25) 現場環境改善については、以下の内容のうち、合計5つの内容を実施すること。

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	<ol style="list-style-type: none"> 1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

必須：地域連携の「1. 完成予想図」（3種類）を実施する。

選択：現場環境改善（仮設備関係）、現場環境改善（営繕関係）、現場環境改善（安全関係）、地域連携の各項目より1内容を選択して実施する。

また、施工計画書に実施する内容、実施する時期を記載すること。

- (26) 官民境界沿いの施工に際しては、既存家屋等に危害を及ぼさないよう配慮して施工を進めること。
- (27) 工事全般においては、発注者および枚方市の指示に従うこと。

9. 2 電線共同溝整備工事

- (1) 管路及び柵設置箇所については、地下埋設物が近接する箇所があるため、損傷させないよう細心の注意を払い施工すること。万が一、損傷などを与えた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任にて対応すること。また、地下埋設管理者の立ち合いが必要となる場合があるため、施工日等の調整が必要となる場合がある。
- (2) 柵設置箇所の開口部については、落下養生及び注意喚起明示をして作業を終えること。
- (3) 管路を曲げる箇所は規定の角度となるよう品質の確保を行い、線が導通できるようにすること。また、管敷設後は導通性能試験を行い、ケーブル入線に支障がないか確認すること。
- (4) 特殊部については、事前に試掘を行い設置について支障がないか確認すること。
- (5) 管路敷設時に不明管等の支障物が見つかった場合、発注者に報告し指示を受けること。
- (6) 引込管路の敷設前に、電線事業者と立ち合いを行い引込位置について了承を得ること。

10. 成果品について

- (1) 受注者が発注者に提出する成果品は「建設工事請負契約様式集」に記載されているもののほか、以下の書類を成果品として提出しなければならない。また、発注者より、提出を求められるものをこれに加えなければならない。納品伝票、出来形図(A3製本：2部、A1をB5版折したものを図面袋に入れたもの：3部)出来形成果表、品質管理に係る書類、残土・産業廃棄物処分に係る処理、建設系廃棄物マニフェスト(写)、警備日報、工事写真、材料承諾願(2部)
- (2) 出来形図について、出来形数量を記入する際は原則赤文字とし、延長・面積・体積については小数点第2位を、箇所・本等、整数で記載されるものについては整数で表記すること。また、工種毎の総数量は図面に表記し、設計数量と比較出来るようにすること。
- (3) その他、定めのない事項については発注者の指示に従うこと。

11. 工事写真について

- (1) 工事写真の撮影は、デジタルカメラと35mmカメラ、APSカメラ等、複数の機器を用いてはならない。
- (2) 工事完了後に、工事写真と共に、ネガアルバム又は、写真データをCD-R等に格納して提出すること。
- (3) 写真データをCD-R等にて提出する場合は、枚方市の「デジタル工事写真の取扱い」を参照し、作成すること。
- (4) 工事写真をまとめる際は、工事全体の一連の流れが説明できる資料(ダイジェスト版)も作成すること。

12. 環境への配慮

地球環境問題に対処するため、枚方市は自ら実施する事業や事務活動について環境への影響を把握し、環境の改善と保全に取り組むため、独自の環境マネジメントシステムを運用している。業務に際しては、『枚方市環境方針』を参考に十分環境に配慮すること。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

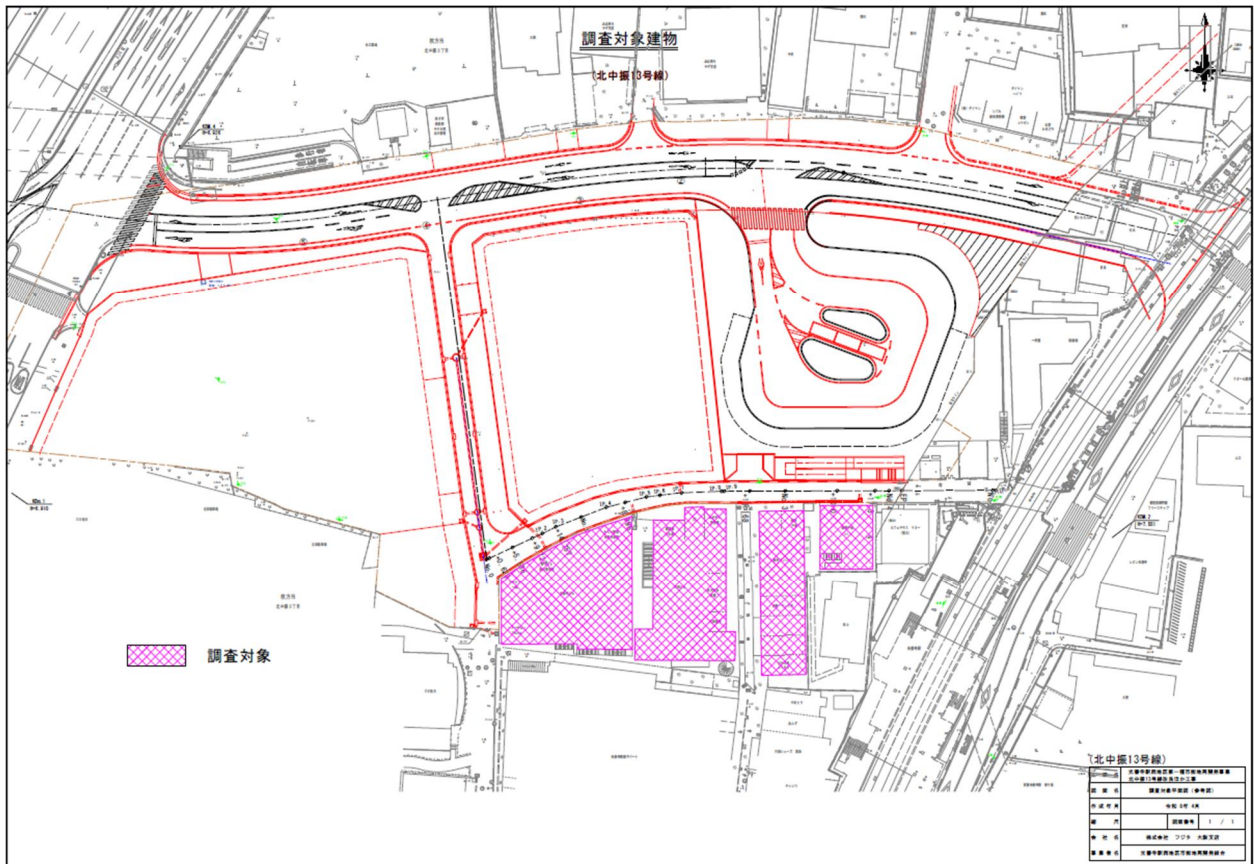
<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆

【別図1】



【別図2】

北中振13号線改良ほか工事 工程表(案)	2026年						2027年			備 考	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
工事看板設置、工事前建物調査	●	●									
既設雨水管撤去～仮排水管設置		●	●								
既設排水構造物、不明管撤去					●	●					
雨水本管、人孔設置						●	●				
電線共同溝設置							●	●			
道路側溝設置								●	●		
縁石、横断防止柵設置									●	●	
13号線、1号線線本舗装										●	●
交番用地仮設道路設置										●	●
工事後建物調査										●	●
片付け										●	●
別工事											
水道管移設工事(枚方市)			●	●							
ガス管移設工事(大阪ガス)			●	●							